

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)定款第32条の規定に基づき、本財団の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第25条第1項の規定による役員をいう。  
2 この規程に定める費用とは、役員が任務遂行にあたって負担した交通費、宿泊費等をいう。

## (報酬の額)

第3条 常勤理事及び監事には、年俸報酬及び費用を支給することができる。  
2 非常勤理事には、審議に係る対価としての報酬及び費用を支給することができる。  
3 報酬の額は、別表に示す額とし、評議員会にて決議する。

## (報酬の支払方法及び支払日)

第4条 報酬の支払日は、賃金規則第4条及び第5条を準用する。  
2 所得税、社会保険料その他法令等により徴収すべき金額は控除して支給する。  
3 常勤理事及び監事の報酬は、分割で支払うものとする。  
4 常勤理事及び監事が、月の途中で就任したときは、報酬は日割計算によるものとし、月の途中で役員を退任し、又は死亡したときは、報酬は退任月末まで勤務したものとして支給するものとする。

## (実施規則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

## 附則

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成30年6月28日から施行する。

### (適用)

第2条 この規程の規定は、平成30年6月28日開催の定時評議員会において役員に選任された者から適用する。

平成22年 4月 1日 制定  
平成30年 6月28日 改定・施行

## 別表

## 役員の報酬額

| 項目   | 常勤                   | 非常勤   |
|------|----------------------|---|
| 理事長  | -                    | 執務1回につき(※1) 150,000 円/回<br>ただし、年度の総額の上限を<br>1,800,000 円とする。 |
| 専務理事 | 16,000,000 円<br>(※2) | -   |
| 理事   | 13,000,000 円<br>(※2) | 会議出席 30,000 円/日<br>書面審議 15,000 円/回                          |
| 監事   | -                    | 1,000,000 円   |

※1 執務とは、以下をいう。

- ① 評議員会、理事会等会議の出席
- ② 本財団役職員との対面での打合せ
- ③ その他本財団運営に関わる職務の遂行

なお、上記の複数を5日以内に行った場合は、1回の執務とみなす。

※2 ただし、自動車製造業者からの出向者の場合は、上記金額を上限とし出向契約の際に決定する。